

2 自衛隊の災害派遣に関する実態

(1) 災害派遣要請の決定プロセス等

自衛隊の災害派遣については、前述のとおり、自衛隊法に基づく都道府県知事からの要請によることとされており、防疫指針等において、都道府県は、防疫措置に必要な人員の確保について、都道府県内からの動員のみでは迅速な防疫措置の実施が困難な場合には、農林水産省、他の都道府県等からの派遣を要請し、なお人員が不足する場合には、自衛隊の派遣要請を検討し、自衛隊等の関係機関に協力を要請する場合、農林水産省と調整することとされている。

また、都道府県においては、防疫指針に基づく防疫措置を講ずるため、防疫マニュアルが策定されており（注1）、その中で防疫措置に必要な人員の確保に関する手順を定めている都道府県もみられる。

（注1） 「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日農林水産大臣公表）において、国は、主要な伝染性疾病の防疫方針、発生予防措置の実施、発生時の家畜伝染病予防法に基づく殺処分、移動制限等のまん延防止措置の実施、家畜所有者、獣医師、関係業者等が行うべき措置、組織体制の構築等に関する事項について具体的に記載した要領を定め、都道府県は、必要に応じ、国が定める要領を基本として、地域の実情を踏まえた都道府県の防疫要領を策定するよう努めることとされている。

ア 調査対象都道府県における自衛隊の派遣要請の決定プロセス

自衛隊派遣の要請手続について、今回調査した45都道府県のうち、どのような手順を経て要請を決定するかなどを定めた指針等を策定しているのは、豚熱が27都道府県（60.0%）、高病原性鳥インフルエンザが30都道府県（66.7%）であった。その内容については、各都道府県の家畜の飼養状況によって様々だが、農林水産省が示した防疫指針をなぞった記述となっているもののほか、自衛隊の派遣要請に至るまでの動きについて、農林水産省や自衛隊との調整を含め、時系列で具体的な手順が定められているものもみられた。

また、指針等を策定していない都道府県では、その理由として、自衛隊との連絡窓口である危機管理部局との情報共有が的確に図られていれば、自衛隊との調整に支障を来すことはないこと等を挙げている。

イ 自衛隊派遣の要請基準

防疫指針では、家畜伝染病発生時の殺処分に関し、病性判定後、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置が完了してから（注2）、24時間以内を目安として完了することとされている。また、防疫指針に係る留意事項では、当該目安に係る飼養規模の想定を、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚で1,000～2,000頭程度、肉

用鶏平飼いで5～10万羽程度、採卵鶏ケージ飼いで3～6万羽程度とされている。

一方、自衛隊派遣の要請基準については、今回調査した45都道府県のうち、豚熱で19都道府県（42.2%）、高病原性鳥インフルエンザで24都道府県（53.3%）において定められていた。このうち、今回実地調査した17都道府県では、要請基準を定めているものが豚熱、高病原性鳥インフルエンザともに11都道府県であった。その考え方については、農林水産省が示した目安に照らして、24時間以内の殺処分完了が困難な場合に自衛隊派遣を要請することとしているものが多く、発生農場の飼養規模の想定については、i) 都道府県職員等の都道府県内の動員数からみて24時間以内の殺処分が可能な飼養規模以上としているもの、ii) 防疫指針で想定している飼養規模を設定しているもの等がみられたが、全ての都道府県において、防疫指針に係る留意事項の想定と同等又はそれ以上の飼養規模が設定されていた（表2-(1)-①）。

また、自衛隊派遣の要請基準を策定していない都道府県では、その理由として、防疫指針も勘案して殺処分完了に要する時間を重視しており、飼養規模だけでは判断できず、状況により総合的に判断していること等が挙げられたほか、中には、基準としては定めていないが、目安として一定の飼養規模数以上の場合に派遣要請を行うことを想定している都道府県もみられた。

（注2） これらの措置について、必要に応じて病性判定前に実施することとされている。

表2-(1)-① 調査対象都道府県における自衛隊の派遣要請基準の例

No.	派遣要請基準の内容
1	<p>(豚熱)</p> <p>1,400頭を超える規模での発生や県内で同時に多発するなどにより、本県職員の動員では、発生農場の殺処分が24時間以内に完了することが困難であると見込まれる場合は、自衛隊の派遣を要請する。</p> <p>(高病原性鳥インフルエンザ)</p> <p>6万羽を超える飼養規模での発生や県内で同時に多発するなどにより、本県職員の動員では発生農場の殺処分が24時間以内に完了することが困難であると見込まれる場合は、自衛隊の派遣を要請する。</p>
2	<p>(豚熱)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において、飼養頭数がおおむね豚2,000頭（母豚の頭数が200頭）を超え、又は複数の飼養農場で連続して発生した場合であって、県のみでは速やかな対応が困難となることが予想されるとき ・ その他、知事が必要と認めるとき <p>(高病原性鳥インフルエンザ)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・県内において、飼養羽数がおおむね鳥 70,000 羽を超え、又は複数の家きん飼養農場で連続して発生した場合であって、県のみでは速やかな対応が困難となることが予想されるとき ・その他、知事が必要と認めるとき
--	--

(注) 当省の調査結果による。

(参考 1) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」 (抄)

第 3 章 まん延防止対策

第 1 節 豚等における対応

第 7 発生農場等における防疫措置

1 と殺 (法第 16 条)

(1) ・ (2) (略)

(3) 都道府県は、第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、原則として、速やかに、発生農場及び発生農場の周囲 1km 以内の区域に位置する農場 (第 12 の 2 の (1) の検査の対象農場に限る。) の外縁部及び豚舎周囲への消石灰等の散布、粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、発生農場から周辺農場への病原体拡散防止措置を行う。なお、これらの措置は、必要に応じて患畜又は疑似患畜の判定前に実施する。

(4) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として第 5 の 2 により患畜又は疑似患畜であると判定された後、(3) の発生農場における措置が完了してから目安として 24 時間以内にと殺を完了する。

(5) ~ (10) (略)

(参考 2) 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (抄)

【留意事項 54】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肥育豚飼養農場で 1,000 から 2,000 頭程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

(略)

(参考 3) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」 (令和 3 年 10 月 1 日付け 3 消安第 3495 号農林水産省消費・安全局長通知) (抄)

【留意事項 34】 24 時間以内のと殺の完了と 72 時間以内の焼埋却について

早期封じ込めのためには、患畜又は疑似患畜の迅速なと殺とその死体の処理が重要であることから、24 時間及び 72 時間以内という一定の目安を示しており、当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで 5 から 10 万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで 3 から 6 万羽程度の飼養規模を想定している。

様々な農場の飼養規模、家きん舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること。

(略)

このように、調査した都道府県では、自衛隊災害派遣に関する指針や要請基準の策定状況は様々であったが、実際に家畜の所有者等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた際には、農林水産省及び自衛隊に対し

てその旨及び発生農場の所在地等について逐次連絡し、早期の段階から自衛隊の派遣要請に関する調整を図っており、指針等の策定状況により自衛隊派遣要請の円滑な実施に差が生じているものはみられなかった。

一方で、これらが策定されていた都道府県では、事前に考え方が整理されていることにより、災害派遣要請までの手続がスムーズに進んだとする意見もあった。また、中には家畜伝染病の発生に備え、自衛隊との打合せを実施し、家畜伝染病発生時における連絡調整の方法、要請基準等について情報共有を図っている例もあり（表 2-(1)-②）、今後の家畜伝染病の発生に備えて、これらの取組を検討することも有益であると考えられる。

表 2-(1)-② 家畜伝染病の発生に備えた自衛隊との打合せが実施されている例

No.	内容
1	平素の取組として、毎年、高病原性鳥インフルエンザ流行期の直前となる10月頃を期に、自衛隊と県で打合せを行い、要請の目安、連絡の方法、作業内容等について確認している。また、県が実施する防疫訓練にも自衛隊の参加を呼び掛け、円滑な防疫対応ができるよう取り組んでいる。
2	毎年、家畜伝染病が流行する時期（冬）の前に自衛隊と家畜伝染病が発生した場合の対応等について協議を行っており、派遣要請手順については、家畜伝染病が発生し、簡易検査陽性後、警戒体制に入った時点で、その後の防疫措置スケジュール等について、畜産課から危機管理課を通じて自衛隊に情報提供し、その後の遺伝子検査において、疑似患畜と決定された場合は、知事から自衛隊の派遣を要請することとしている。

(注) 当省の調査結果による。